

上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの申請)

第2条 着ぐるみの貸出しを希望する者（以下「希望者」という。）は、あらかじめ上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」着ぐるみ貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して町長に提出し、承認を受けるものとする。

(貸出しの承認及び通知)

第3条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しを承認するものとする。

- (1) 上市町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするおそれがあると認められる場合
- (4) 営利目的の活動に使用しておそれがあると認められる場合
- (5) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあると認められる場合
- (6) その他町長が不適切であると判断した場合

2 前項の承認は、上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」着ぐるみ貸出承認（不承認）通知書（様式第2号）により希望者に通知するものとする。

(貸出料)

第4条 着ぐるみの貸出料は無料とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用上の遵守事項)

第6条 着ぐるみの貸出承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書の記載どおり使用すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 荒天時に屋外で使用しないこと。
- (4) 火気及び危険物の付近で使用しないこと。
- (5) 着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (6) 着ぐるみ装着者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。
- (7) 着ぐるみ装着中は、補助者が必ず1名以上付き、安全面に留意すること。

(貸出承認の取消し)

第7条 町長は、使用者が前条に規定する事項を遵守しなかった場合、又はこの要綱の規定に違反した場合は、その承認を取り消すとともに、以後の貸出しを承認しない。

2 町長は、前項に基づく処分により、使用者に損害が生じ、又は使用者が他人に損害を与えた場合でもその責めを負わない。

(紛失、汚損等)

第8条 使用者は、故意又は過失により着ぐるみを紛失又は汚損した場合、使用者の責任と負担により、補修、クリーニングその他必要な処置を行い、現状に復さなければならない。

(町の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切の賠償の責任を負わない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

年 月 日

上市町長 宛

申請者 住 所
団体名
代表者氏名 印
電話番号

上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」着ぐるみ貸出申請書

上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」着ぐるみを使用したいので、下記のとおり申請します。

なお、着ぐるみの使用に当たっては、上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」着ぐるみ貸出要綱を遵守します。

記

イベント名	
使用場所	
イベントの内容 及び使用方法	
使用日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
貸出希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日
連絡先	担当者 電話番号

- ※1 イベントの内容がわかる資料があれば添付してください。
- 2 破損の可能性がありますので、貸出しに当たっては、直接、上市町企画課までご来庁ください。
- 3 返却前に必ず紛失又は汚損がないか確認し、汚れは落として返却してください。
- 4 補修が必要な場合、その費用を使用者にて負担してください。

様

上市町長

上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」着ぐるみ貸出承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」着ぐるみ貸出申請については、上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」着ぐるみ貸出要綱第3条の規定により、下記のとおり 承認・不承認 することに決定しましたので通知します。

記

イベント名	
使用場所	
使用日時	年 月 日（ 曜日） 時 分～ 時 分
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日

（不承認の場合はその理由）

使用上の遵守事項

- (1) 上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」着ぐるみ貸出申請書の記載どおり使用すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 荒天時に屋外で使用しないこと。
- (4) 火気及び危険物の付近で使用しないこと。
- (5) 着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (6) 着ぐるみ装着者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。
- (7) 着ぐるみ装着中は、補助者が必ず1名以上付き、安全面に留意すること。